

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）国際統一基準行については、バーゼル合意の趣旨を踏まえて「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）により、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、<u>国際統一基準行が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u></p> <p>① 普通株式等 Tier 1 資本は、普通株式に係る株主資本が中心の資本構成となっており、普通株式に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が<u>普通株式等 Tier 1 資本の主要な部分を占めているか。</u>普通株式等 Tier 1 資本が<u>その他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依</u></p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）国際統一基準行については、バーゼル合意の趣旨を踏まえて「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）により、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められる。<u>また、国内基準行についても、告示に定める水準以上の自己資本を保有することが求められる。これら国際統一基準行又は国内基準行は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u></p> <p>① 普通株式等 Tier 1 資本（<u>国内基準行については、自己資本</u>）は、普通株式に係る株主資本が中心の資本構成となっており、普通株式に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が<u>その主要な部分を占めているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>存することにより、普通株式等 Tier 1 比率が大きく変動するリスクが存在していないか。</u> (新設)</p> <p>② 普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段は、告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>(2-2) 国内基準行については、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</u></p> <p>① <u>自己資本の中で基本的項目 (Tier 1) が中心の資本構成となっているか。</u></p> <p>② <u>基本的項目 (Tier 1) の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金 (資本金及び資本剰余金のうち普通株式 (普通株式転換権付優先株式を含む。)) 以外の株式に相当する金額を除く。) が基本的項目 (Tier 1) の主要な部分を占めているか。</u></p>	<p>② <u>国際統一基準行については、普通株式等 Tier 1 資本がその他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依存することにより、普通株式等 Tier 1 比率が大きく変動するリスクが存在していないか。</u></p> <p>③ <u>普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段 (国内基準行については、普通株式及び強制転換条項付優先株式) は、告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(削る)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ <u>自己資本比率規制において算入上限の対象となる資本(海外特別目的会社の発行する優先出資証券、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等、補完的項目、準補完的項目)に過度に依存することにより自己資本比率が低下するリスクが大きくなっていないか。</u></p> <p>④ <u>資本調達を行った銀行が、劣後ローン等の貸し手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国際統一基準行の資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認</u> <u>国際統一基準行の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</u></p> <p>① その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性 (以下略)</p> <p>② Tier 2 資本調達手段としての適格性</p>	<p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>① その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性 <u>(国際統一基準)</u> (以下略)</p> <p>② Tier 2 資本調達手段としての適格性 <u>(国際統一基準)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(以下略)</p> <p>③ <u>適格旧 Tier 1 資本調達手段又は適格旧 Tier 2 資本調達手段としての適格性</u> <u>銀行が平成 25 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段に該当しないものについて、自己資本比率規制上の適格旧 Tier 1 資本調達手段又は適格旧 Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、下記（2-2）に準じて行うことに留意するものとする。</u></p> <p><u>（2-2）国内基準行の資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認</u> <u>国内基準行の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示並びにバーゼル合意（バーゼル III を除く。以下この（2-2）において同じ。）及び「自己資本の基本的項目（Tier 1）としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</u></p> <p>① <u>Tier 2 適格性（劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行について）</u></p>	<p>(以下略)</p> <p>③ <u>旧告示における資本調達手段としての適格性</u> <u>国際統一基準行が平成 25 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段に該当しないもの、又は国内基準行が平成 26 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、普通株式若しくは強制転換条項付優先株式に該当しないものについて、それぞれ自己資本比率規制上の適格旧 Tier 1 資本調達手段若しくは適格旧 Tier 2 資本調達手段又は適格旧非累積的永久優先株若しくは適格旧資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、平成 24 年 8 月 7 日付で金融庁により公表された『「主要行等向け監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ-2-1-1-3（2）にも留意して行うものとする。</u></p> <p>(削る)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>イ. 劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p><u>ロ. 告示第 29 条第 1 項第 4 号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。（平成 11 年 3 月 1 日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。）</u></p> <p><u>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となってい</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>るか。(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)</u></p> <p><u>ハ. 告示第28条第3項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及び本監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。</u></p> <p><u>ニ. 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p><u>ホ. 債務者の任意(オプション)による償還については、バーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか(海外特別目的会社の発行する優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より劣後債務の発行等が行われている場合の当該優先出資証券の償還についても同じ。)。なお、事前承認に当たっては、告示及び下記(3-2)に留意するものとする。</u></p> <p><u>ヘ. ステップ・アップ金利等を上乘せする特約等を付す資本調達手段について、告示第29条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>a. 契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利等を上乘せしていないこと。</u></p> <p><u>b. 『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデッ</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>クスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』又は『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</u></p> <p><u>c. スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記 b. の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</u></p> <p>② <u>Tier 1 適格性（海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行について）</u></p> <p><u>海外特別目的会社が発行する優先出資証券について、当該優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務の発行等の届出があった場合等において、当該優先出資証券の自己資本の適格性を確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>イ. 告示第 28 条第 3 項に定める基本的項目として該当するもの（海外特別目的会社が発行する優先出資証券）については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</u></p> <p><u>a. 当該発行銀行にとって発行代り金は即時かつ無制限に利用可能なものであるか。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>仮に、発行代り金が海外特別目的会社において利用可能なものである場合には、連結ベースでの自己資本には算入可能であるが、その場合でも、当該銀行の健全性に問題が生じる十分に、例えば当局の要求する最低自己資本比率を下回る場合には、例えば当該銀行の発行する基本的項目に該当する資本への転換などにより発行代り金相当額が即時・無制限に当該銀行に利用可能となる契約内容となっているか。</u></p> <p><u>b. 当該優先出資証券に先立って当該銀行の普通株式への配当が停止されている場合には、当該銀行が優先出資証券の配当の金額と時期についての裁量を有しており、停止した優先出資証券の配当は当該銀行に完全に利用可能なものであるか。また、国内直接発行の優先株が存在する場合、それに対する配当と連動する契約内容となっているか。</u></p> <p><u>c. 上記にかかわらず、当該優先出資証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行のその他証券の配当金額合計が、銀行の分配可能額を超えてはならない旨の契約内容となっているか。</u></p> <p><u>なお、上記の配当金額には、配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む。</u></p> <p><u>d. 当該優先証券の配当が事前に設定されている場合には、発行者のその後の信用度によって設定が変更されることがないようにしているか。</u></p> <p><u>ロ. 告示第 28 条第 2 項に定めるステップ・アップ金利等を上乘せする特</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>約を付す資本調達手段について、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第 28 条第 2 項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する）。</u></p> <p>a. <u>『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』又は『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</u></p> <p>b. <u>資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に 1 回を超えるステップ・アップの特約が付されていないか。</u></p> <p>c. <u>スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記 a. の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</u></p> <p>d. <u>発行後一定期間経過後にステップ・アップ金利を付す旨の特約等が付されている場合、当該特約等は当該資本調達手段の発行後 10 年目以降に発動されるものとなっているか。</u></p>	
<p>(3) <u>国際統一基準行についての銀行の任意による償還等又は買戻し等に際</u></p>	<p>(3) <u>銀行の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実につ</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>しての自己資本の充実についての確認</p> <p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が特別目的会社等を通じて発行された資本調達手段の発行代り金を銀行に回金するためのものである場合を含む。）又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における期限前弁済若しくは期限前償還（期限のないものについての弁済又は償還を含む。）又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持されるかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>② その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段の償還等又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還等若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還等若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、銀行が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他 Tier 1 資本調達手段の償還等又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行</p>	<p>いての確認</p> <p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が特別目的会社等を通じて発行された資本調達手段の発行代り金を銀行に回金するためのものである場合を含む。）又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における期限前弁済若しくは期限前償還（期限のないものについての弁済又は償還を含む。）又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>② その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段（<u>国内基準行については、強制転換条項付優先株式</u>）の償還等又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還等若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還等若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、銀行が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他 Tier 1 資本調達手段（<u>国内基準行については、強制転換条項付優先株式</u>）の償</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額相当額以下の部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</p> <p>ロ・ハ. (略) (新設)</p> <p><u>(3-2) 国内基準行についての期限前償還等の届出受理に際しての確認</u></p> <p>① <u>施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代わり金を銀行に回金するためのものである場合を含む。）又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意（バーゼル III を除く。）及び「自己資本の基本的項目 (Tier 1) としての発行が適格な資本調達手段」（平成 10 年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融</u></p>	<p>還等又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額相当額以下の部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</p> <p>ロ・ハ. (略)</p> <p>③ <u>国際統一基準行が平成 25 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段に該当しないもの、又は国内基準行が平成 26 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、普通株式若しくは強制転換条項付優先株式に該当しないものに関する期限前償還等の届出受理に際しての確認については、平成 24 年 8 月 7 日付で金融庁により公表された『「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ-2-1-1-3 (3) に留意して行うものとする。</u></p> <p>(削る)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>機関における期限前弁済、期限前償還又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</u></p> <p>② <u>告示第 28 条第 4 項第 2 号に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券又は告示第 29 条第 2 項第 2 号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達（再調達）が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく（少なくとも同一決算期（中間期を含む。）中）行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</u></p> <p><u>（注）海外特別目的会社の発行する優先出資証券の償還を行うために資本調達（再調達）を行うときに、当該資本調達が償還日よりも前に行われる場合には、当該資本調達が行われた時点以降償還日までの間は、償還予定額の自己資本への算入を認めないものとする。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) 自己資本の質の維持・資本政策の確認</p> <p>資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時(その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段又は<u>基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券</u>の発行時を含む。)において、以下に関する資料の提出を求めることとする。</p> <p>イ. ・ロ. (略)</p> <p>ハ. 今後の資本政策の予定(代替調達計画を含む。)</p> <p>(注) なお、増資(その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段又は<u>海外優先出資証券</u>の発行を含む。)のコンプライアンスについては、Ⅲ-3-1-5を参照。</p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>Ⅲ-2-1-2 自己資本比率の正確性 Ⅲ-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(4) 自己資本の質の維持・資本政策の確認</p> <p>資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時(その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行時を含む。)において、以下に関する資料の提出を求めることとする。</p> <p>イ. ・ロ. (略)</p> <p>ハ. 今後の資本政策の予定(代替調達計画を含む。)</p> <p>(注) なお、増資(その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行を含む。)のコンプライアンスについては、Ⅲ-3-1-5を参照。</p> <p>(5) ・ (6) (略)</p> <p>Ⅲ-2-1-2 自己資本比率の正確性 Ⅲ-2-1-2-2 留意事項</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) <u>国際統一基準行についての「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段」控除のためのチェック</u></p> <p>金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、銀行及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、告示第8条第4項等において、銀行及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、銀行又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 銀行又は連結子法人等が、平成22年12月17日以降、他の金融機関等（我が国の預金取扱い金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</p> <p>※ したがって、他の金融機関等が当該銀行又は連結子法人等の資本調</p>	<p>(2) <u>意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段についての該当性判断</u></p> <p>金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、銀行及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、告示第8条第6項又は第29条第4項等において、銀行及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、銀行又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 銀行又は連結子法人等が、平成22年12月17日（<u>国内基準行については、平成24年12月12日</u>）以降、他の金融機関等（我が国の預金取扱い金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</p> <p>※ したがって、他の金融機関等が当該銀行又は連結子法人等の資本調</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等）は、意図的持合には該当しない。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（2-2）国内基準行についての「意図的な保有」について</u></p> <p>① 「意図的な保有」控除のためのチェック 金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、</p>	<p>達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等）は、意図的持合には該当しない。</p> <p><u>※※ なお、国内基準行については、上記の意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額のほか、同じくコア資本に係る調整項目の額に含まれる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額、特定項目に係る 10 パーセント基準超過額又は特定項目に係る 15 パーセント基準超過額の算出に際して、時価評価差額がその他有価証券評価差額金としてその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもってその額とする必要があることに留意する。</u></p> <p>（削る）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意（バーゼル III を除く。）における指摘を踏まえ、我が国においては、告示第 31 条第 1 項第 1 号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。））」と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p><u>イ. 我が国の預金取扱い金融機関が借手となる劣後ローンを平成 9 年 7 月 31 日以降供与している場合</u></p> <p><u>※この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、全て「意図的な保有」に該当する。</u></p> <p><u>ロ. 劣後ローンを除く他の金融機関の株式その他の資本調達手段を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、平成 10 年 3 月 31 日以降、新たに引き受ける場合</u></p> <p><u>※なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。</u></p> <p><u>(注) 「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックは、平成 11 年 4 月 1 日以降に資金の払込みが行われた自己資本</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>の調達について行うものとする。</u></p> <p>② <u>意図的な保有に該当する場合には、貸手金融機関の自己資本の額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。</u></p> <p>③ <u>連結財務諸表の作成上、意図的な保有に係る他の金融機関又は金融業務を営む関連法人等（比例連結の簡便法が適用されているものを除く。）に持分法が適用されている場合には、控除すべき資本調達手段の額は、投資原価にそれまで計上された持分法による評価損益の累計額を加減した額となっているか。</u></p> <p><u>(2-3) 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック</u></p> <p><u>国際統一基準行について、告示第8条第12項第1号等では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、同条第7項各号及び第8項各号に定める額並びに同条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額等を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。</u></p> <p>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、銀行による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情</p>	<p><u>(2-2) 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック</u></p> <p><u>告示第8条第12項第1号若しくは第20条第9項第1号又は第29条第9項第1号若しくは第41条第8項第1号では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額若しくは Tier 2 資本に係る調整項目の額又はコア資本に係る調整項目の額を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。</u></p> <p>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否か</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</p> <p>(注) したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</p> <p>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、銀行の資本の状況、銀行が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と銀行の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</p> <p>なお、銀行による承認の申請については、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時に又はその直後までに行うことが求められる。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>は、銀行による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</p> <p>(注) したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</p> <p>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、銀行の資本の状況、銀行が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と銀行の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</p> <p>なお、銀行による承認の申請については、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時に又はその直後までに行うことが求められる。</p> <p>(3) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>国際統一基準行における金融業務を営む関連法人等</u>について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的持合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を告示第6条第2項第4号等に規定するその他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額、告示第7条第2項第4号に規定するその他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額及び告示第8条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象資本調達手段の額並びに告示第76条の3又は第178条の3の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、告示第9条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を</p>	<p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>① (略)</p> <p>② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>イ. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的持合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を、<u>国際統一基準行については告示第6条第2項第4号に規定するその他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額、告示第7条第2項第4号に規定するその他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額及び告示第8条第9項第1号又は第10項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象資本調達手段の額並びに告示第76条の3又は第178条の3の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、また、国内基準行については告示第29条第6項第1号又は第7項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象普通株式等の額及び告示第76条の2の3、第76条の4、第178条の2の3又は第178条の4の規定</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>算入する場合に限る。)及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。以下②において同じ。)に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額(普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本の額及び総自己資本の額をいう。)には調整を行わない。</p> <p>ロ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 毎決算期(中間期を含む。)の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額</p>	<p><u>による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、告示第9条第1項本文後段又は第32条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額(信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額(当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。))及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。以下②において同じ。)</u>に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額(<u>国際統一基準行については普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本の額及び総自己資本の額をいい、国内基準行については自己資本の額をいう。</u>)には調整を行わない。</p> <p>ロ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 毎決算期(中間期を含む。)の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>i) 告示第 10 条から第 12 条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額</p> <p>ii) 告示第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項又は第 7 条第 2 項の規定による普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額又は Tier 2 資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額の合計額に 1,250%を乗じて得た額</p> <p>ハ. ~ヘ. (略)</p> <p>③ <u>国内基準行における金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>イ. <u>簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下③において同じ。）を控除項目の額（告示第 31 条第 1 項及び第 33 条第 2 項第 1 号に規定する控除項目の額をいう。以下③において同じ。）に含め</u></p>	<p>i) 告示第 10 条から第 12 条まで又は告示第 33 条から第 35 条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額</p> <p>ii) <u>国際統一基準行について告示第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項若しくは第 7 条第 2 項の規定による普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額若しくは Tier 2 資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額の合計額に 1,250%を乗じて得た額、又は国内基準行について告示第 28 条第 2 項の規定によるコア資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額に 1,250%を乗じて得た額</u></p> <p>ハ. ~ヘ. (略)</p> <p>(削る)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>ず、告示第 32 条第 1 項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額（当該算式における分母にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の合計額をいう。以下③において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</u></p> <p><u>（注 1） 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</u></p> <p><u>（注 2） 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</u></p> <p><u>ロ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めずに算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a. に掲げる額を控除し、b. に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p><u>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（株主資本勘定に属するものに限る。）</u></p> <p><u>b. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第 33 条から第 35 条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ハ. 上記ロ. b. において、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等の</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記ロ. b. の分母の額を算定する。</u></p> <p><u>ニ. 上記ロ. b. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、告示第 33 条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</u></p> <p><u>ホ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び等号リスク管理 Ⅲ－２－３－１－４ 統合リスク管理に関する主な着眼点</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>	<p><u>(5) 自己資本比率の計算方法の一貫性</u></p> <p><u>例えば告示上の経過措置の適用等、自己資本比率の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び等号リスク管理 Ⅲ－２－３－１－４ 統合リスク管理に関する主な着眼点</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(5) <u>国際統一基準行について、主要なリスクは、普通株式等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本でカバーされるようになっているか。</u></p>	<p>(5) <u>主要なリスクについて、国際統一基準行の場合は普通株式等 Tier 1 資本でカバーし、また、国内基準行の場合は自己資本比率規制上の自己資本（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）でカバーする等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したものと</u>なっているか。</p>
<p>(5-2) <u>国内基準行について、主要なリスクは、「自己資本の基本的項目 (Tier I)」でカバーされるようになっているか。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(6) ・ (7) (略)</p>	<p>(6) ・ (7) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(8) <u>国内基準行については、例えば、リスク資本の配賦等に当たり、その他有価証券評価差額金による影響も適切に勘案する等、自らが抱えるリスクや自己資本の特性等を十分に踏まえた対応を行っているか。</u></p>
<p>(注) 上記Ⅲ-2-3-1-3 及びⅢ-2-3-1-4 の着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p>	<p>(注) 上記Ⅲ-2-3-1-3 及びⅢ-2-3-1-4 の着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理</p>	<p>Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>不良債権比率、大口与信（Tier 1 の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（信用リスク改善措置）。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>Ⅲ－2－3－3 市場リスク管理 Ⅲ－2－3－3－1 意義</p>	<p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>不良債権比率、大口与信（<u>国際統一基準行については Tier 1 資本の額、国内基準行については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）</u>の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（信用リスク改善措置）。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>Ⅲ－2－3－3 市場リスク管理 Ⅲ－2－3－3－1 意義</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、銀行が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－３－２ 主な着眼点 (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－３－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング ①・② (略) ③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p>	<p>(1) 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、銀行が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は、<u>当該損失が自己資本比率規制上の自己資本に算入されるか否かにかかわらず</u>、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、財務の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－３－２ 主な着眼点 (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－３－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング ①・② (略) ③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 以下のいずれかに該当する銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>イ. (略)</p> <p>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセント値と 99 パーセント値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が総自己資本の額（国内基準行については、<u>基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額</u>）の 20%を超えるもの）に該当する銀行 （以下略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等 Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅲ-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス Ⅲ-3-1-5-1 意義</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) また、告示第 6 条第 4 項若しくは第 7 条第 4 項等に定める国際統一基準行又は特別目的会社等が発行するその他 Tier 1 資本調達手段若しくは</p>	<p>イ. (略)</p> <p>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセント値と 99 パーセント値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が総自己資本の額（国内基準行については、<u>自己資本の額</u>）の 20%を超えるもの）に該当する銀行 （以下略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等 Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅲ-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス Ⅲ-3-1-5-1 意義</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) また、告示第 6 条第 4 項又は第 7 条第 4 項等に定める国際統一基準行又は特別目的会社等が発行するその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Tier 2 資本調達手段又は告示第 28 条第 3 項等に定める基本的項目に該当する<u>海外特別目的会社が発行する優先出資証券</u>についても、具体的事情に応じて適宜、読み替えて対応するものとする（注 3）。</p> <p>（注 3） 資本充実の原則の遵守の観点等から、少なくとも以下の報告を求めて必要な検証を行う。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 当該その他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段又は優先出資証券の引受先との取引の実態（発行後 6 か月間の事後点検を含む。）</p> <p>Ⅲ－3－1－5－2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（1）銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号（注 1）に定める届出（様式・参考資料編 様式 4－7－1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注 2）に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>（注 1）負債性のその他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段又は優先出資証券については、施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に定める届出</p>	<p>本調達手段についても、具体的事情に応じて適宜、読み替えて対応するものとする（注 3）。</p> <p>（注 3） 資本充実の原則の遵守の観点等から、少なくとも以下の報告を求めて必要な検証を行う。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 当該その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段の引受先との取引の実態（発行後 6 か月間の事後点検を含む。）</p> <p>Ⅲ－3－1－5－2 着眼点と監督手法・対応</p> <p>（1）銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号（注 1）に定める届出（様式・参考資料編 様式 4－7－1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注 2）に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>（注 1）負債性のその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段については、施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に定める届出</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
(以下略)	(以下略)